

## 「循環型社会形成推進基本計画（案）」のパブリック・コメントの結果について

「循環型社会形成推進基本計画（案）」について、平成15年1月28日から2月17日までの間、国民からの意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

結果概要は以下のとおりです。

## 1 意見提出者の属性等による内訳について

## (1) 総提出数

49通

## (2) 職業・性別内訳

会社役員	3通（男性3通）
会社員	10通（男性6通、女性4通）
団体役員	1通（男性1通）
団体職員	1通（男性1通）
公務員	3通（男性3通）
教員	1通（男性1通）
自由業	2通（男性2通）
学生	2通（男性1通、女性1通）
無職	2通（男性1通、女性1通）
不明	17通（男性11通、女性6通）
企業・団体	7通

## (3) 提出方法別内訳

封書、持参によるもの	5通
ファックスによるもの	10通
電子メールによるもの	34通

（注1）性別の表示がないものでも氏名から判別できるものは性別を分類しました。

（注2）個人名が記載されていても企業・団体を代表した意見と読み取れるものは企業・団体に分類しました。

## 2 結果の概要について

### (1) パブリックコメントを踏まえた修正について

寄せられた意見・提言を踏まえ、下記のとおり修正することとしました。

p 4 下から 13 行目～

これから私たちが目指そうとする循環型社会では、自然界から新たな資源を取り出すことを最小にし、できるだけ長期間社会で使用することや既に社会で使用されたものなどを再生資源として投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものも最小とすることを基本とします。

(理由)

入口及び出口の最小化のためには、再生利用のみならず、ものを大事に使うこと(ロングライフ化)も重要であるため表現を適正化。

p 5 上から 20 行目～

さらに、買い物際には買い物袋や風呂敷などを持参し、 unnecessary 容器や包装はもらわないようにしたり、再生品や詰め替え製品など環境への負荷の小さい環境配慮型製品・サービス(グリーン製品・サービス)の購入(グリーン購入)を心がけたりします。

(理由)

用語の明確化。

p 8 上から 1 行目と 2 行目の間

循環型社会の形成に向けて、国をはじめ各主体が関連する法律の着実な施行など次章以降の取組を進めることにより、以下の数値目標の達成を図っていきます。

(理由)

数値目標の達成方途については、次章以降の国をはじめ各主体の取組を行うことにより達成するものであることを明確にするため。

p 8 図 1

輸入部分を輸入資源採取量と製品輸入量に細分類を行った。

(理由)

天然資源等の「等」は製品輸入量であることを明確にするため。

p 16 下から 2 行目～

なお、これらの施設整備にあたっては、積極的に情報公開や、市民地域住民との対話の推進を計り図りつつ、環境への配慮を十分に行いながら、進めていきます。

(理由)

他の箇所との標記と整合性を図るため。

p 21 工程表：フロン破壊回収法を新設

フロン回収破壊法の施行(14年4月) 法律の評価・検討(平成19年度～)

(理由)

循環基本法では気体が廃棄物等に含まれるため、フロンに関する取組を追加。

## (2) その他の意見・提言の内容

その他、寄せられた意見・提言の多くは下記のようなものでした(全体は別添参照)。  
総論として、計画への肯定的あるいは否定的な評価  
全体を通して、用語の解説・文意の明確化を求める意見  
数値目標について、設定方法の解説を求める意見  
数値目標について、目標水準が高すぎるあるいは低すぎるとする意見  
数値目標について、別の指標の提案あるいは採用した指標への反対  
国はじめ各主体の取組について、具体的な施策の提案あるいは反対

これらの意見・提言については次のように考えています。

### について

本計画に関する評価は様々あると思いますが、今後は本計画に基づき循環型社会の形成に向けて、国をはじめ各主体の取組が推進されることが重要と考えております。また、中央環境審議会においては、計画の第6章第1節に基づき、計画の進捗状況について評価・点検を行うこととしており、御指摘の意見・提言も参考としつつ、評価・点検を行ってまいりたいと考えております。

### 及び について

御指摘のとおり、分かりやすい用語や文章、数値目標の設定方法など本計画を理解しやすいものとするのが重要と考えております。一方、同様の理由から、計画を平易で、読みやすいものとするためには全体の分量があまり多くならないようにすることも必要と考えております。このため、本計画に関する用語、数値目標の設定方法、具体的な取組の事例など詳細については、循環型社会白書などにおいて情報提供・公表していくことを考えております。

### 及び について

本計画の数値目標については、循環基本法の制定された平成12年度から10年後の平成22年度を目標年次として、我が国全体の循環型社会の形成の達成度を測る指標として、物質(マテリアル)フローに着目し、入口(資源生産性)と出口(最終処分量)をより小さく、中間の循環(循環利用率)をより大きくしていくという考えで設定しています。一方、個々の自治体や個人・事業者における循環型社会の形成に向けた取組を測る指標として、具体的で分かりやすい目標として環境教育・普及啓発による意識・行動の変化を測る目標、1人1日あたりのごみ排出量、循環型社会ビジネスの市場規模などを設定しています。

また、数値目標の水準については、物質フロー目標については、過去のトレンド等を踏まえつつ、循環型社会の形成に向けた3R対策などを進めることにより達成可能と考えられるものを、取組目標については、現状の水準を踏まえ審議会での議論、ヒアリング等により決めたものです。

本計画は、国内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して5年程度を目途に必要な見直しを行うこととしており、御指摘の数値目標の水準や指標についても、計画の達成状況などを踏まえ改めて検討してまいりたいと考えております。

### について

本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会の形成に関する施策

の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、循環型社会の形成に向けて、具体的に本計画に掲げた取組を国、関係各主体が連携して推進していくことがまずは重要と考えています。

一方、本計画は、国内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して5年程度を目途に必要な見直しを行うこととしております。その際、御指摘の意見・提言も参考としつつ、改めて検討してまいりたいと考えております。

なお、御指摘のうち、排出者責任や拡大生産者責任（EPR）の重要性、経済的手法の活用必要性などは本計画の第2、4章にも既に記述しております。また、国民・事業者が廃棄物・リサイクル問題など環境への関心を持ち、循環型社会の形成に関する理解を深めていくことについては、第2、4、5章において、国民・事業者への環境教育・普及啓発・情報提供などを記述しているところです。具体的には、循環型社会の形成に向けてインターネットによる分かりやすい情報提供（WEBマガジン「Re-Style」（<http://www.re-style.jp/>））、循環型社会白書や環境学習用マンガパンフレットの発行などを行っており、これにより循環型社会の形成に関する理解を深めてまいりたいと考えております。さらに、計画に基づく施策の適正な評価・点検、情報公開、国民参加等をしていくことについては、第6章において、計画の効果的実施に向けて、中央環境審議会での評価・点検などを記述しているところです。具体的には、この中央環境審議会での点検についてはこれまでの計画策定における審議と同じく原則一般に公開して行うとともに、議事録・資料等については環境省のHP（<http://www.env.go.jp/>）に掲載していくことを予定しています。

### 3 その他の修正について

p 1下から3行目～

その約3分の1に当たる量（約~~7.4~~7.2億トン）が廃棄物や二酸化炭素という形態で環境中に排出されています。…また、資源採取等に伴い目的の資源以外に採取・採掘されるか又は廃棄物などとして排出される「隠れたフロー」が、国内では約~~11.0~~10.9億トン（資源採取量約11.2億トンの0.9~~7.8~~倍）、国外では約28.3億トン（資源採取量約~~7.4~~7.2億トンの~~4.0~~3.9倍）の計39.~~23~~億トンも生じているとの推計もあります。

（理由）

p 8 図1の記述との整合を図るため。

p 4下から4行目～

私たちの暮らしは、地域の自然的特色の中で、身近な自然に親しむことや、地域に賦存するバイオマスや再生可能エネルギーの利活用、「旬」な食材への嗜好といったような四季の移り変わりを感じられる自然と共生した暮らし、~~いわゆるすなわち~~「スロー」なライフスタイル（生活様式）が定着していきます。そして、20世紀後半に形成された「ワンウェイ型ライフスタイル」は「循環」を基調としたものに転換されていきます。

（理由）

語句の適正化

p 5 上から 1 行目～

例えば、身近な「自然」である森林については、100年間かけて木を育てるなど計画的に管理するとともに、切り出した木材を住宅や家具の材料として、~~さらに次に~~再生木質ボードなどとして利用し、最後に暖房燃料などとして活用されます。また、里山は、山菜やきのこ採りなどを通じて、自然観察や環境教育の場としても活用されます。

(理由)

木質ボードにはバージン資源のものも含まれるため「再生」を追加し表現を適正化。

p 10 図 5

1996年度の産業廃棄物最終処分量をダイオキシン対策基本方針(ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、政府が平成22年度を目標年度として設定した「廃棄物の減量化の目標量」(平成11年9月設定)における平成8年度の最終処分量とした。

(理由)

平成9年度以降の最終処分量は平成8年度の最終処分量を算定した際と同じ前提条件を用いて算出しているため。

p 17 下から 7 行目～

さらに、国及び地方公共団体の職員、環境教育・環境学習に携わる教員をはじめとする指導者などに対する研修制度などの充実により、その資質の向上を図ります。

(理由)

環境教育・環境学習に携わる者は教員に限らないため。

p 21 工程表：循環型社会形成推進基本法欄中

循環基本計画の~~フォローアップ~~に基づく施策の進捗状況の点検

(理由)

語句の適正化

p 21 工程表：不法投棄・原状回復対策欄中

不法投棄地の原状回復に向けた対策の~~検討・法制化(14年度～)~~に向けて、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案」を閣議決定(15年2月)

(理由)

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案を平成15年2月14日に閣議決定したため。

p 21 工程表

読点及び不用線(主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策欄の横線の一部)の削除。

(理由)

標記の統一。

p 23 参考

実績値を一部追加

(理由)

p 24 の記載と標記を統一するため。

3. 「循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見のまとめ

該当箇所	意見(要約)	件数
全般的事項	具体的な施策が不十分	7
	循環基本計画と個別リサイクル法との連携・整合性をとるべき	6
	発生抑制を施策として具体化し、明示すべき	3
	循環計画の内容を万人に理解されるようなわかりやすいものにすべき・用語集を作成すべき	3
	事業者に対する記述が消極的であり、循環型社会を形成しようとする意欲が感じられない	2
	既存の計画の追認であり、無駄	2
	「もったいない」の文化に戻す画期的な施策であり、計画案の内容は意義あるものとする	2
	理念や基本的考え方について強化すべき	1
	総花的である	1
	国と国民との間に信頼関係を築くという視点が希薄	1
	生態系等に対する負荷を小さくすべきことについての理由付けを「生態系専有面積(ecological footprint)」の概念により強化すべき	1
	「国民」ではなく「住民」とすべき	1
	前文には、国家計画全体の中での位置づけを明示すべきである。また、経済のグローバル化、「循環資源」の国際連携は書くべきでない	1
第1章 現状と課題		
第1節 現状		
1 非持続的な20世紀型の活動様式	「持続可能な発展」ではなく「持続可能な社会」を目指すべき	6
	現状についての分析等が不足	4
	残余年数の根拠を示すべき	1
2 物質フローの状況	資源が循環していないこと、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄が問題であると指摘したことは前進	1
	建物、社会インフラとして毎年蓄積する部分に着目した取組も必要である	1
	「隠れたフロー」概念の出所を明記すべき	1
	各国の資源採取量を重量ベースと金額ベースで明記すべき	1
3 法的基盤の整備	「法的基盤は整備されつつある」と安易に結論するのは問題	5
	各リサイクル法は廃棄物処理法の前に記述すべき	1
	新たな制度の必要性を明記すべき	1

3. 「循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見のまとめ

該当箇所		意見(要約)	件数	
第2節 課題	4 施設等の整備	徹底分別と非焼却処理で、施設整備が不要な方向に進むべきであり、施設の必要性を安易に結論するのは問題	8	
		循環的利用のための施設を例示すべき	1	
	第2節 課題			
	全体	「循環資源」と「廃棄物」の概念を明確にすべき	1	
		「生産者の責務」に関する記述が欠けている	1	
		「現状」に対する基本的政策手法が示されていない	1	
	1 循環を基調とする社会経済システムの実現	天然資源投入の最小化という方向は評価	1	
		金属は精錬により回収可能、地球規模では枯渇性を持たない、との指摘がある	1	
		「必要以上」の定義が不明確	1	
	2 廃棄物問題の解決	「最終処分場の残余容量のひっ迫」は、処分の適正化などとは別の問題であり、同列に論じるべきではない	1	
		前提が逆。循環型社会の形成こそが廃棄物問題解決の前提	1	
		現在の施設整備における問題点を記述すべき	1	
	第2章 循環型社会のイメージ			
	全体	循環型社会のイメージが不明確	3	
		経済活動に「志を高く持て」と呼びかけても無駄	1	
拡大生産者責任については国民的合意が得られていない		1		
「経済的手法の導入」のくだりは、各自治体の法定外目的税を推進するものと読める		1		
第1節 自然の循環と経済社会の循環		循環のスピードを遅くするという視点を記述すべき	1	
		「持続可能な開発」は南北共通の目標であることを明記すべき	1	
第2節 暮らしに対する意識と行動の変化		理想的なかたちの転換が描かれている	1	
		生ごみの肥料化は土壌汚染を引き起こす懸念がある	1	
第3節 ものづくりなどに対する意識と行動の変化		無駄になるものを作らない・売らないという原則が抜けている	1	
		廃棄物が誰の責任でどう引き取られるかの記述がない	1	
		循環に近づいたイメージが一応示されてる	1	
		「モノ」から「機能」への転換は、最も本質的な改善点である	1	
	IT化は必ずしも廃棄物・エネルギー消費を減らさない	1		

3. 「循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見のまとめ

該当箇所	意見(要約)	件数
	有害物質を含む商品について、表示・引取義務・処理方法が確立されていない商品の禁止など、有害な重金属・化学物質に対する規制を強化すべき	1
	容器への一定の再利用率の設定、再使用できない容器への賦課金の導入など、「容器における3R」を盛り込むべき	1
第4節 循環型社会形成へ向けた各主体の活動の活発化	産業界は従来から自主的、積極的な環境保全の取り組みを進めてきているため、「事業活動における環境への配慮の」後に「自主的、積極的な」を追記すべき	2
	循環型社会ビジネス展開のイメージをより明確にすべき	1
	民間団体の役割を過大評価している	1
	地域通貨が何故環境保全になるのか不明	1
	企業秘密の保守も重要である	1
第5節 廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化	施設整備にはアセス・住民同意が必要と明記すべき	6
	ごみ輸送のための鉄道、船舶、拠点港等の整備は、ごみの大量移動につながるため不要	6
	ごみのエネルギー利用は大量のごみを必要とし、却ってCO2排出を増加させる	6
	地域での循環が重要	2
	バイオマスリサイクル施設の規模は特定すべきでない	2
	有害廃棄物は家庭に一切入ってこない制度が必要	1
	一般廃棄物焼却施設、処分場が不要という姿を描く必要がある	1
	不法投棄防止責任は製造事業者に課すべき	1
	負の遺産の一扫が、どのようにして誰の負担でなされるか記載すべき	1
	廃棄物等の処理順位を絶対化しているように見える	1
	循環型社会に適合する最終処分場の姿を示すべき	1
	処分するまでの管理体制、点検強化を記述すべき	1
	最終処分場容量再生のための国の取組を示すべき	1
第3章 循環型社会形成のための数値目標		
全体	指標や水準に問題がある(指標が高すぎる、低すぎる、参考扱いにすべき等)	11
	数値目標の根拠と達成方法を示すべき	5
	具体的な目標数値を上げている点は評価できる	1
	目標はマクロの数字であり、個別業界毎の目標は立てないことを明示すべき	1

3. 「循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見のまとめ

該当箇所	意見(要約)	件数
	「個別のリサイクル法・計画等に基づき設定されている目標」とあるが、法律名等を具体的に列挙すべき	1
	単なる行政目標か、達成度を狙った目標なのかを明確にすべき	1
第1節 物質フロー指標に関する目標		
全体	業種別指標の経年比較、対製品比率による循環利用率を行うべき	2
	物質フロー指標に関する目標は当面の施策として賛成	1
	「循環利用率」と「再生利用率」の定義を明確にすべき	1
	「自然還元量」の意味がわかりにくい	1
	重量による単純合計は不適當	1
	隠れたフローの問題を十分検討すべき	1
	リユース率等、循環型社会の指標が明確となる数値目標の設定が必要	1
1 「入口」: 資源生産性	サービス業の増加や輸入により向上する指標では不十分	4
	再生可能資源を考慮すべき	1
	経済と環境の両立を定量化した指標(即ち,GDP / 環境負荷)を設定すべき	1
	食料や飼料の投入全体を分母とし、国内農産物のうち循環利用(産地に有機物を戻す処理)できた量を分子にとった指標を採用すべき	1
	工業原料の資源生産性を示すべき	1
2 「循環」: 循環利用率	有機物の循環指標を作るべき	1
	工業原料中の再生品と天然資源の割合を指標とすべき	1
	循環利用の定義が不明確	1
第2節 取組指標に関する目標		
1 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化		
(1) 廃棄物に対する意識・行動	アンケート結果での判定は信頼性に乏しく、取組指標として不適當	2
2 廃棄物等の減量化		
(1) 一般廃棄物の減量化	製造業者が責任を負わないことを前提としており、不適當	1
	発生抑制への経済的なインセンティブが必要	1
(2) 産業廃棄物の減量化	一廃と同様、排出量を目標とすべき	3
3 循環型社会ビジネスの推進		

3. 「循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見のまとめ

該当箇所		意見(要約)	件数
	(1) グリーン購入の推進	生産規制なしのグリーン購入の振興は、ごみの増大を招く	6
		再生原料を使った製品の市場を拡大するためのインセンティブが不足	1
	(2) 環境経営の推進	企業に、廃棄物の報告及び一般公開を義務づけるべき	6
		対象とする事業者の範囲を広げるべき	2
		環境報告書、環境会計の実施を、環境経営の指標としている点は評価できる	1
		環境情報の開示システムを循環型社会に組み込むことが重要	1
		毎年ごとの目標値設定が必要	1
	(3) 循環型社会ビジネス市場の拡大	達成に向けた具体的な施策を示すべき	1
<b>第4章 国の取組</b>			
全体	国民・事業者の努力を促すための国の計画的な取組みを明記すべき	2	
	国民、市民の知る権利を明記すべき	1	
第1節 自然界における物質循環の確保	資源消費量を減らす具体策を明示すべき	2	
	厳しい原材料採取規制が必要	1	
	バイオマスはできる限り非燃焼型に限ることを明記すべき	1	
	自然環境の保護にまで言及する必要はない	1	
	物質循環の劇的な減少が重要である	1	
第2節 ライフスタイルの変革	環境教育は自治体にまかせるべき	1	
	リース・レンタルの普及は商品の陳腐化のサイクルを早める	1	
第3節 循環型社会ビジネスの振興	静脈産業ビジネスの振興は「ごみ」の増加を招く	7	
	「循環型社会の形成に資する科学及び技術」の対象は、「クリーン生産」「非焼却処理」「公害未然防止」に集中すべき	6	
	ごみ処理施設起源の有害物質について疫学調査を行う必要がある	6	
	研究調査機関には独立した第三者機関を利用すること	6	
	経済的手法は、「公平、中立、簡素」といった観点を踏まえて十分な検討が必要	2	
	国は、リユースビンや再生可能資源を率先して使用すべき	2	
	資源を大切に作る仕組みを法律で作るべき	1	
	健全な廃棄物処理業者を育成していく観点をいれるべき	1	
	現在、処理業界も自浄努力を進めていることを踏まえるべき	1	

3. 「循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見のまとめ

該当箇所	意見(要約)	件数
	地方公共団体へグリーン購入を積極的に要請すべき	1
	産官学の連携は、強力な指導が必要	1
	リサイクルや処分に要する費用の適正化も考慮すべき	1
	「合理化や法規制の徹底」が何を意味しているのかわかりにくい	1
	格付制度の強調は、現行制度の信頼性に疑問を生じさせかねず、疑問	1
	コミュニティー・ビジネスの展開に際し、成育のための手段を示す必要がある	1
	ゴミ・し尿・水を「循環型社会ビジネス」に組み込むのは誤った政策	1
	「適正なりサイクルや処分に要する費用の透明化と徴収」は具体的に何をするのか不明	1
	経済的インセンティブでは循環型社会の形成は不可能	1
	経済的手法の重要性についての論述が弱い	1
	住民の参加と決定権の付与を明記すべき	1
	エコビジネス促進のためのアイデアの収集や検討を行うプラットフォームが必要	1
	情報の提供と金融支援以外の誘導・支援策が必要	1
	規制緩和と情報公開、第三者認証をセットにして進めることが必要	1
	廃棄物処理委託契約について、電子契約・簡易契約を認めるべき	1
「需要の転換」だけでは不十分	1	
第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現	生産者、事業者の役割、責任を強調・強化すべき	10
	建設廃棄物について量を確実に把握し、報告と公開を義務づけるべき	6
	ガス化熔融炉や灰熔融炉は危険性が高い	6
	近隣諸国を含めたりサイクルシステムを構築すべき	1
	海外における企業活動を規制するための法制度を整備すべき	1
	ごみの分類を全国で統一すべき	1
	廃棄物を製造事業者に引き取らせるリサイクル制度が不可欠	1
	産業廃棄物業者は国の許可制にすべき	1
	不法投棄の監視の強化が必要	1
	マテリアルリサイクルはサーマルリサイクルに優先すべき	7

3. 「循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見のまとめ

該当箇所		意見(要約)	件数		
		サーマルリサイクルとマテリアルリサイクルは同列に扱うべき	1		
		物質循環には物質から発生するエネルギーもふくめて考えるべき	1		
		拡大生産者責任は、「生産から使用後にわたる全段階で、包括的な責任」であるべき	2		
		「国民などの排出者が一義的責任を負うという考え方に基づき」は削除すべき	2		
		焼却処理に伴って発生する排ガス中重金属や有害化合物の問題に全力を傾注すべき・焼却によらないダイオキシン類の処理方法を情報提供すべき	2		
		「廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては…一層の推進を図ります」の記述は分かり難い	1		
		高度な設備を見学すると安心し、発生抑制が抜け落ちてしまいがちだが、教育は発生抑制を重視すべき	1		
		「有害物質の適正処理の仕組みを整備」を明確に記述すべき	1		
		現存の不法投棄の原状回復について方策が示されていない	1		
		「拡大生産者責任に基づく」というからには、ごみ処理費用を製品価格へ上乗せることを明記すべき	1		
		マニフェスト制度の電子化は重要	1		
		フロンガスについて、断熱剤、半導体工場からの回収、処分、放散防止が必要	1		
		第5節 循環型社会を支えるための基盤整備		廃棄物事業者のIT化の促進や支援に取り組む等、「ITの活用」を具体的に記述すべき	2
				施設建設は最低限にすべき	1
公共施設的な位置付けの民間施設等へ積極的に補助金を出すべき	1				
担当職員は現場へ出向き、現状を把握すべき	1				
教育は、国、地方公共団体、廃棄物処理事業者の連携が必要	1				
「市民」は、他の場所と整合を取って「国民」とすべき。	1				
循環的利用のための施設整備は具体的に記述すべき	1				
大規模な埋め立て用地を各地方ごとに作るべき	1				
統計データの整備が必要	1				
取り締まる法律と利用を促す法律のバランスが必要	1				
第5章 各主体の果たす役割					
全体		循環計画の実施主体は市町村及び住民であることを明記すべき	6		
		国や自治体は適正な循環や処理が行われていることの監視、事業者毎の情報の公開をすべき	1		

3. 「循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見のまとめ

該当箇所		意見(要約)	件数
		国民に、ごみになるものを買わないよう呼びかけるべき	1
第1節 国民		ライフスタイルの変更には、価値観の転換が必要	1
		国民の直接参加的な制度の導入が重要	1
		国民、市民の意識を有効に活かすことが重要	1
第3節 事業者		拡大生産者責任の原則を明確にすべき	3
		スーパー等は、野菜葛を堆肥にする、紙箱・容器なども回収する等の取組が必要	1
		廃棄物処理業者が積極的な活動を推進できるような措置が必要	1
第4節 地方公共団体		自治体の役割を監視や情報提供にシフトさせることが必要	1
		コーディネーターとしての役割は期待できない	1
		啓蒙活動を積極的に推進すべき	1
		グリーン購入を強制的とすべき	1
第6章 計画の効果的実施			
第1節 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検		5年後に何を点検するのか、中間点検の時期や点検結果の反映についても記載すべき	1
		対策毎の削減量や、対策の実現を制度的に数量的に担保する政策措置が示されることが必要	1
第2節 関係府省間の連携		リサイクル関連の循環基本計画事項の緊密な調整が必要	1
第3節 個別法・個別施策の実行に向けたスケジュール(工程表)の確立		廃棄物関連の国際条約、他国の法規制なども対比として記載すべき	5
		各個別法の評価・検討の時期を早くすべき	5
		「建設リサイクル推進計画2002」を追認すべきでない	1

その他、個別リサイクル法への意見、原子力エネルギーについての意見、理由を明記せずに修正案を示した意見等については掲載していない。

## 意見の例

### 全般的事項

循環型社会を真に築いていこうというのであれば、いま、循環型社会を築く上で、どのような問題・障害があり、それをどのように克服して行こうというのか、現状分析及び将来展望の開陳がなければならないと思います。しかし基本計画(案)にはそのような分析・展望がないため、循環型社会を本当に形成しようとする意欲が、読み手には伝わって来ません。

循環型社会形成推進基本計画(案)は「実行に向けたスケジュール」などから言えば、各省庁が既に定めたそれぞれの廃棄物削減計画などの追認にとどまっており、それぞれを一つに概観するだけの計画であるなら、屋上屋の無駄であると言わざるを得ない。

循環型社会形成推進基本法、それに基づく循環型社会形成推進基本計画の策定は従来の大量消費・大量廃棄(大量生産は物を国民に安く&安定して供給できる手段であり、あえて一般に言われている3点セットの表現からはずしました)の文化を、私の子供の頃のような物を大切に「もったいない」の文化に戻すことであり、極めて画期的な施策として評価できます。

## 第1章

### 第1節 1

第1節の「現状」の1「非持続的な20世紀型の活動様式」については、今の廃棄物問題が企業中心主義の政治・社会システムに由来したものであるという反省に立っていない。それを端的に示すのが「(このままでは)持続可能な発展は望むべくもない」という言葉である。地球温暖化という、惑星規模の環境の激変を前に、国際社会が発展よりも「持続可能な社会」を模索しているのに、日本ではいまだに企業「発展」を優先しているのは、国民として恥ずかしい限りで、「発展」は「社会」に換えなければならない。

### 第1節 2

環境容量について触れ、資源の流れで膨大な資源を輸入し、ほとんど循環に回っていないことを明らかにしたことは前進であると考えられます。

「物質フロー」に関してはデータの出所や、分析・調査を行った研究者名がないのは致命的である。海外では、行政計画が特定の企業やNPOが関与しているとの批判を避けるため、誰でも入手できる統計を用い、根拠や計算式も紹介している。信頼性を得るには当然の作業であろう。具体的には「隠れたフロー」の説明と根拠、研究担当者名を明記すること。また、これだけでは世界の中で置かれた日本の立場がわからないので、各国の資源採取量を重量ベースと金額ベースで明記すべきである。

### 第1節 3

廃棄物処理法が、循環型社会形成推進基本法の次に記載され、各リサイクル法の上に位置するような表現となっているが、循環型社会形成を目指す基本計画であることから、廃棄物になることを前提とする廃棄物処理法よりも先に、廃棄物を資源として活用することを目的とする各リサイクル法を記述すべきと考える。

### 第1節 4

「循環型社会の形成を図る上で施設整備は不可欠」というのは、焼却 - エネルギー利用を基本とするものであり、受け入れられない。徹底分別と非焼却処理で、施設整備が不要な方向に進むべきだ。

## 第2節 全体

「循環資源」と「廃棄物」の概念をこの節で明確にすること＝循環基本法が目されたのは、今まで廃棄物で括られてきた対象を「廃棄物(廃掃法概念とは相違する)」と「循環資源」に分け、新たな定義づけをした(第2条2～8項)点である。(廃掃法の改正ではなく、新法で法対象物の定義替えをするのは、法制を混乱させる元であり問題があるが、今は触れないでおく)。この新概念は未だに国民の理解を全く得ておらず、かつ厳密な解釈の難しい概念であるから、循環基本計画では基本法よりも解りやすい説明がなければならないのに、それが計画のどこにもない。「第2節」冒頭で説明すべき概念である。何故なら「1」は循環資源を、「2」は廃棄物(新定義の)を扱っているからである。

### 第2節 1

循環において、大量生産・大量消費・大量リサイクルではなく、投入する天然資源の使用量を最小化することを指摘していることは評価できます。

### 第2節 2

「最終処分場の残余容量のひっ迫」は、廃棄物処分を適正化することなどの緊急の課題とは別の問題であり、同列にあることに違和感をおぼえます。

廃棄物問題の解決が循環型社会形成の前提と記述されているが、循環型社会を形成していくことによって廃棄物問題が解決されていくものと考えられる

## 第2章

### 全体

最大加速のグローバル化が突き進んでいる現代であるから、多国籍企業の何でもありの経済活動に「志を高く持て！」と呼びかけるのは、「何も干渉しないから好き勝手に儲けてください」と呼びかけているのと同じ意味を持つ。それが日本政府の本音かもしれないが、循環基本計画にそれを記すのは常軌を逸している。

循環型社会のイメージについて、より具体的に記載すべきである。

### 第1節

循環型社会のイメージについては、入口と出口を最小化するというだけでなく、循環のスピードを遅くする(ゆっくり回す)という視点も重要であると思われます。第2節及び第3節の「ものづくり」について、上記の趣旨は述べられていますが、第1節で総論的な記述を入れておくべきと思われます。

### 第2節

スローな暮らし、ものを大切にする消費のあり方など具体的な点に言及されており、とても理想的な私たちでの転換だと共感致します。

### 第3節

無駄になるものを作らない・売らないという原則が抜け、廃棄物が誰の責任でどう引き取られるかの肝心な部分が抜けていますが、循環に近づいたイメージが一応示されています。

「モノ」から「機能」へと取り扱う財の対象を転換することで資源の消費と廃棄物の排出両面での抑制効果があり、最も本質的な改善点であると頷けます。

再使用できない容器(またはリユースびん以外の容器)については、製造段階・販売段階で一定の賦課金を課す。

## 第4節

産業界は従来から自主的、積極的な環境保全の取り組みを進めていることから、「事業者も環境管理システムの導入等を通じて環境経営を推進し、事業活動における環境への配慮の自主的、積極的な取り組みを徹底していくとともに、…」と修文すべきである。

## 第5節

静脈物流の効率化、広域移動については、慎重に対応しないと、ただのビジネスにとどまり、地元住民への感情論につながっていく可能性がある。その観点から言うと、循環型社会の構築のためには、地域内で発生する廃棄物についてはできるだけ、地域内でリサイクル及び処理し、リサイクルされた物は地域内で使用する地産地消のシステム構築が必要である。

2010年と年限を区切りつつも循環型社会のイメージを描いているのですから、家庭から出るものは基本的に生ゴミだけでも自治体によりリサイクルされ、紙ごみも事業者の責任でリサイクルされ、有害ごみはそもそも工場から出てこないし、金属やプラスチックごみなどは製造事業者が生産者責任により引き取られるので、一般廃棄物焼却施設も処分場も不要、というような姿を描く必要があります。

効率的なメタン発酵を行うには一定以上の規模が必要。小規模プラントが効率的かは大いに疑問。

## 第3章

### 全体

「地球温暖化対策推進大綱」も問題の多いものですが、少なくとも対策による削減量や、それに対応する政策・措置、中間点検の時期くらいは盛り込んでいます。循環型社会形成のための計画が対策による削減量や、それを担保する政策・措置、中間点検の時期や点検の結果をどのように政策強化に反映させるかなどについて最低限記載することを求めます。

第3章において3つの数値目標を説明しているが、目標の設定根拠と妥当性が示されておらず、実績のフォローと目標未達時の対応方法なども説明がない。具体的な施策、目標達成に向けた取り組み等のアクションプランが不明である。3つの目標を単なる行政目標に留めるのか、又は、かなりの達成度を狙った目標とするのか、明確にしてください。

### 第1節 全体

「循環利用率」という指標は従来使用してきた「再生利用率(リサイクル率)」と類似するため、今後2つの言葉を使用するのであれば、その意義・定義を明確にして使い分ける必要が出てきます。府県レベルで「物質フロー指標に関する目標」について検討できるよう、それぞれの意味や把握方法について、明確にしてくださいと存じます。また、「自然還元量」の意味がわかりにくいので解説をお願いします。

基本計画(案)で提案している「資源生産性」「循環利用率」は、既存のリサイクル政策の範囲でしかなく、3Rの推進指標となっていないと思われます。というのは、リサイクルによる循環とリユースによる循環では、二酸化炭素の排出量、汚染物質の排出量、水資源消費や汚濁という環境負荷が大きく異なることは、LCA評価で明らかです。にもかかわらず、「資源生産性」「循環利用率」の数値は、リサイクルとリユースが同一に扱われ(グロスでまとめられ)、どちらの循環の方向に振れているかの指標にならないからです。今求められているのは、循環の内容、循環の質です。そこで、3Rの原則に基づく循環型社会の指標が明確となる数値目標を設定してください。その一例が、リユース率です。地球温暖化防止センターリターンブル化試算プロジェクトが実施した試算が参考となります。その試算では、日本の飲料容器のうちリターンブル容器の割合は1割強と試算しています。さらに、その割合がほぼ100%になっていたら、二酸化炭素を6割(78万トン)削減できる(これはサマタイム実施による効果の倍以上にあたります)、大気汚染物質も5割ほど、水資源消費量、水汚濁物質排出量なども大幅な削減になると試算しています。是非、飲料容器のリユース率を平成22年度に % にするといった3Rを基本とした循環の数値目標を設定してください。

### 第1節 1「入口」：資源生産性

資源投入量当たりのGDPは製造業からサービス業へと産業構造がシフトすれば必ずと向上すると思われるので、資源生産性の評価に当たっては、業種別の指標を算定した上で、経年比較する必要があると思われます。

「平成12年度から概ね4割向上」とあります。結論からいえば、これでは低すぎると考えます。少なくも、ファクター2.0を目指すべきです。案の目標ではいわゆるファクターXでいえば、ファクター1.4になり、1980年からの20年間で、1.5程度であったことを考えれば倍増に近い。しかし、過去は特段の政策目標がないままで、ほとんどは企業による自主努力だけであったことを考えれば、基本計画としての目標としては低すぎると考えます。産業の空洞化、サービス産業化、商品の長寿命化等を考えると、突き抜けて達成される可能性が大ではないかと思われます。

この指標に依れば、フィンランド・スウェーデンが最低水準、日本とイタリアが上位である。フィンランド・スウェーデンが最高位とするESI(Environmental Sustainability Index)と整合がとれていない。両国は水と森林資源に恵まれている。双方とも再生可能資源であり、この点がESIでは高く評価されている。資源生産性ではこの事情を考慮していない。再生可能資源を多く用いているなら問題は無いわけなので、資源生産性が適当な指標なのか大いに疑問がある。

## 第1節 2「循環」：循環利用率

ここでは明らかではありませんが、昨今では使い道のなさそうな「再生品」があふれています。例えばごみになる一歩手前で特に使い道もなく天然資源の節約に何も寄与できないような種類のプラスチック再生品をいくら作っても「循環利用」にはならないと思います。公園に再生プラスチックのベンチや植木鉢が山のように積み重ねられているような姿を想像したくもありません。これを避けるために、工業原料の投入のうちどれだけが再生品で、どれだけが天然資源かその割合を指標とすべきだと考えます。

重量による単純合計は、質の側面を全く無視している。例えば、米国では燐鉱石を戦略物質と見なし輸出を禁止している。下水汚泥などからの燐回収は日本にとっても戦略的重要性を持つ。

## 第2節 1 廃棄物に対する意識・行動

取組指標についてなぜこれが必要で、またトップに出てきているのか理解に苦しみます。廃棄物の9割近くは産業廃棄物ですし、工業原料の購入に市民が関与しているわけでもありません。また、アンケートが設問によってその回答が変化することは周知の事実だと思われます。この提案に、この計画全体の限界を感じざるを得ません。

## 第2節 2 (1)一般廃棄物の減量化

家庭や事業系のごみに製造業者が何も責任を負わずに引き続き自治体が税金で収集して処理することを前提に指標の提案をしていると想像できます。私たちはこうした現状維持には反対ですが、指標自体を仮に家庭起源、事業所起源のものにくるのは問題ないと考えます。

資源採取量の制限 資源の有効利用 廃棄物の発生抑制 廃棄物の再生利用とシナリオはもっともなのだが、この中で 廃棄物の再生利用は必ずしも進んでいるとはいえない。これは個人や企業の努力が足りないことも考えられるが、国の発生抑制の目標値(減量化目標)の設定の姿勢にも問題がある。平成22年度の目標値が、今までは「平成9年度から5%削減」となっていたが平成12年度において、すでに平成9年度の数値を超えてしまい、増加傾向である。その検証もないまま今度は「平成12年度から20%削減」としている。達成の見込みのないまま目標値だけがどんどん厳しくなっていることは問題である。廃棄物の発生抑制に対して経済的なインセンティブが必要である。

## 第2節 2 (2)産業廃棄物の減量化

一般廃棄物の減量化は排出量ベース、産業廃棄物の減量化は最終処分量ベースとなっており、また、産業廃棄物の最終処分量の目標は、物質フロー指標の「出口」の目標と重複した目標になっていることから、(2)産業廃棄物の減量化については、一般廃棄物と同様に事業所から排出する産業廃棄物の量を目標とすべきと考える。

## 第2節 3 (1)グリーン購入の推進

再生原料を使った製品の市場を拡大するためのインセンティブが不足している。事業者の努力や国の助成や法規制によってリサイクル技術は進歩しているが、リサイクル品がバージン原料からつくられた製品に比べて、品質、価格の両面で劣る場合が多く、自発性に頼るだけでなく、再生品の市場を拡大するためのインセンティブが必要である。グリーン購入法では官需のみが対象となっているが、再生品の調達比率の高い企業は減税するなどの優遇策の検討を望みたい。そのことによって、再生品の販売量が増えれば、再生品の価格も下がり、さらに再生品の市場が拡大していくことが考えられる。

## 第2節 3 (2)環境経営の推進

「上場企業の約50%、非上場企業の約30%」とありますが低すぎます。また、企業に限るべきではなく、500人以上雇用の事業者を入れるべきです。上場企業は概ね100%、非上場企業および事業者の50%以上、とすべきです。上場企業は平成14年度ですでに、30%は越えていると推定され、放っておいても数年で5割は越すものと考えます。

環境報告書、環境会計の実施等の環境情報の開示システムを循環型社会にビルトインしていくことを、もっと積極的に記載していくべきではないかと思えます。「測定されないもの、開示されないものは、改善しない、価値を認められない」と確信するからです。社会的にモニターしていくためにも、「良く見える」ことがポイントとなると思えます。「計画」が計画のみで完結してしまい、その具体的な実施、モニタリング、結果の評価を伴わないことが多く、モニタリング、結果の評価を含めて情報の開示システムを基盤整備として考えるべきと思えます。

## 第2節 3 (3)循環型社会ビジネス市場の拡大

循環型社会ビジネス市場の拡大について(環境ビジネスの育成・振興は、今後重要な施策の柱になると考えられますが、目標として市場規模や雇用規模を2倍にした根拠及びその達成に向けた具体的な施策内容について言及いただきたいと存じます。)

## 第4章

### 全体

国民、市民の参加の前提として、情報公開、開示の制度の充実が重要です。この点につき、あらためて国民、市民の知る権利(主権者としての知る権利とともに、環境権、人格権に基づく知る権利)の存在を確認する必要があると考えます。

### 第1節

バイオマスはできる限り非燃焼型に限ることを明記しなければならない。有機物発電は、結局ごみ焼却 - 大規模な装置産業 - 環境汚染という負のサイクルを描くからである。(間伐材やワラなどによる地域暖房や温室暖房など有用なものもある。)

### 第2節

リース・レンタルの普及は商品の陳腐化のサイクルを早める。リペアの推進は別法で規定しなければならない。

### 第3節

違反者には罰金を払わせるというふうに、法律でリサイクルの仕組みを作り、良い商品を長く使えるようにすることが、安くて悪い商品の一掃につながり、国内の産業の景気を良くすることにもつながると思います。捨てたほうが安上がりで、楽であるという仕組みから、資源を大切に作る仕組みにかえてください。

循環型社会ビジネス、つまり、静脈産業ビジネスとは、相当程度の廃棄物を前提に(循環資源と言い換えて)成立するものであって、本来ない方がいい分野である。それを振興させることはつまり、循環産業のコメである「ごみ」の増加を前提にするものであってまったく許せない。

### 第4節

コンビニの入り口にはゴミ箱が燃えるゴミ、燃えないゴミ、ペットボトル、ビン・カンと分類され設置されているが、この分別が悪い。ゴミを分類した後収集業者に持っていかけてもらっている。捨てる方は、ゴミを捨てることができるのが当たり前、サービスだろといった感じなのだろう。サービスを受けるにあたって受けるべきものが有すモラルの向上が必要だ。そもそも、日本全国のゴミ分類は一樣ではなく、各自治体が設定している点に問題があると感じる。現在私が住んでいる福岡市では、不燃ゴミ、可燃ゴミ、ペットボトル等といった分類だが、山口県宇部市では可燃ゴミをさらに生ゴミと紙などといったくくりで設定していたり、自治体間で不統一さを感じずにはいられない。ゴミ問題は日本全体で考えなければならないのだから、全国で統一した分類へと変更した方がいいのではないかと嘆願する。

高度な技術を駆使した巨大な機械が廃棄物を選別・処理するプラントを私自身もいくつも見てきました。お金と化石燃料を多量に投じ毎日排出される膨大で多様なごみを処理し続ける設備を見て、現在の生産や消費のあり方そのものがおかしいと感じました。こうした設備を教育の場とするのは廃棄物の行方や現在の科学が開発した低公害処理について学ばせようという意図によるものであると思いますが、高度な設備を一巡りし解説され、子どもや住民が「これなら安全に処分される」「ごみもこうやってリサイクルされている」というところに納得して終わるという結果が大方だと予測されます。発生抑制、つまりごみになるものを作る側、買う側の努力の重要性が何よりも先に問われるべきであるという視点が抜け落ちたままのこうした「教育」を行うとするなら、本質的ではなく誤った認識を植えつけることになるでしょう。

### 第5節

国民及び事業者への啓蒙及び教育活動については、人材育成も含め、国及び地方公共団体と廃棄物処理事業者が一体となり、公共関与のもと、民間委託を考慮に入れ、専門の組織を作り具体的な事業計画を作成し、実行に移していくことが必要である。

「ITの活用」について言及されているが、具体的な取り組みについてももう少し明らかにすべきである。業種間、社会と産業等の関係者間で廃棄物の情報、とりわけ、廃棄物の発生量、廃棄物性状、発生頻度等の情報を共有化する事により、廃棄物の循環利用はもっと進展するものとする。廃棄物情報の充実と拡充及び情報の共有化については特段の対応を期待する。

## 第5章

### 全体

基本計画の中に必ず、ごみ行政の決定権は地方自治体、および地方自治体の主体である住民にあると明記しなければならない。

### 第1節

今の社会システムを変え、循環型社会を形成することは決して容易なことではないだけに、議員、公務員等のみではなく、関心を持つ多くの人々の知識、経験、アイデアを活かす必要があります。また、国民、市民が自ら参加して決定された政策こそ、実施の際に、国民、市民の理解、協力が得られやすいと考えられます。したがって、国民、市民の直接参加的な諸制度の導入が重要です。

### 第3節

我が国の拡大生産者責任を、OECDマニュアルに沿って考えるのであれば、「自ら生産する製品等について、生産者が生産・使用段階だけでなく、使用后廃棄物となった後まで一定の責任を負う」という観点からして、循環基本法は未だ不十分といえる。

### 第4節

自治体については、事業者が適正な循環や処理を行っているかを監視し、地域住民等に事業者毎の情報を公開してどの事業者が真面目に対応しどの事業者が環境フリーライダーかを示すことも重要な役割で、従来のように製造事業者等との関わりなしに減量のための施策もほとんどせずひたすら出たごみを集めて燃やしたり埋めたりすることから、徐々にこうした監視や情報提供にシフトさせる必要があります。

グリーン購入法について、地方公共団体も努力目標ではなく強制的なものでなければ、リサイクルでいつも問題になる、再生品の出口の問題の早急な解決にはならない。

## 第6章

### 第1節

「地球温暖化対策推進大綱」では、不十分ながら対策毎の削減量や、対策に対応する政策措置が示され、それなりに進捗状況を点検する足がかりがあります。最低でも、対策毎の削減量や、対策の実現を制度的に数量的に担保する政策措置が示されることが必要です。

### 第2節

「...関係府省連絡会議などの場を通じて緊密な連携を図り、...」とありますが、これによって、リサイクル関連の循環基本計画事項は、旨く調整されるのでしょうか。この点が最も案じられます。緊密な調整を期待します。

### 第3節

また「工程表」には、グローバル社会を反映して、廃棄物関連の国際条約、重大な他国の法規制などと対比して、対応する日本の法制度を説明しなければ何の役にも立たない。日本は一国だけで存在しているわけではないし、廃棄物問題はすぐれた国際的問題だからである。